

岐阜市立城西小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年4月改定
令和元年8月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定

はじめに

ここに定める「城西小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、相手との心のつながりを大切にしたいあいさつや言葉遣いの日常的な指導、児童会を中心とした「いじめゼロ宣言」や「ひびきあい集会」の取組、ビデオ視聴やソーシャルスキルトレーニングなどの体験活動等を通して、いじめ防止に対する意識を高めると共に、いじめを「しない、許さない」実践的態度の育成をめざしている。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

この場合、事案に応じて複数の教職員が複数回面談等を行ったり、スクールカウンセラーなど外部の専門家による面談等により確認したりするなど適切に対応できるようにする。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
※いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
※いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
※いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
※いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し、た個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない。
- ② いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める。
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。→いじめはみんなで必ず止める。
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

岐阜市いじめ防止対策推進条例では、基本理念として、いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下に、子どもたちが安心して学びに向かうことができる環境を整えることが教師の責務であると示されている。

本校の教育目標は、「輝き 共に伸びる」であり、この目標には、誰もが大切な存在であり、互いを尊重しながら共に支え合って生きる子に育ってほしいという願いが込められている。教育目標を達成するためには、基本理念にある安心して学びに向かえる環境を整備することが必須である。全職員が条例の基本理念や(4)のいじめの基本認識をふまえ、学校の教育活動全体を通して、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い児童の心や命を守っていく。

(6) 保護者の責務等

「いじめ防止対策推進法」第9条に、「保護者の責務」が定められている。

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等ための措置に協力するよう努めるものとする。
 - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

・学校は、保護者や地域の協力を得ながら、いじめ問題の対応をしていく。保護者も、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護

する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

(保護者の役割)

- ・いじめは人として許されないことや、思いやりの心をもって行動することを折りに触れて子どもに伝える。
- ・日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校等に相談したりするなどしながら子どもが明るい気持ちで過ごすことができるように支援する。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合は、学校等とも相談し、子どもの心と命を守る。また、いじめが解決した後も、心のケアを学校等と大切にしていき、子どもが明るい気持ちで前向きに生きることができるよう支援する。
- ・我が子からいじめが疑われるような情報を得たときには安易に判断せず、そうした場合には、無関心な態度を取るのではなく、勇気をもって学校に伝えるなど我が子に助言する。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声かけると共に、学校等に情報を提供する。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよい機会と捉え、被害者の児童と保護者に謝罪し、事の重大さを理解させる。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・「いじめを見逃さない日」（本校では「いじめについて考える日」）を位置付け、児童会の取組の紹介や、ビデオの視聴、アンケートの実施などの活動を通して、いじめ問題にじっくりと向き合い、その防止や解決について自分事として真剣に考えられる時間としていく。
- ・一人一人が存在感や所属感、達成感を味わうことができるように、よりよいものを求め主体的に活動する態度の育成や、仲間とかがわり共に高まり合うよさの実感など、児童同士が互いを理解し、よさを尊重し合うことができる学級経営に努める。
- ・相手意識をもった学び方（聞く・話す・反応する）の充実を図るとともに、協働的な学びを促進する協同学習の位置付けなどを通して、仲間と学び合う中で「分かる・できる」喜びがもてる授業づくりに努める。
- ・児童の主体性、創造性を生かし、常時活動の充実、ハートコンタクト、ひびきあい活動、「いじめ0（ゼロ）宣言」など、自分たちの生活をよりよいものにしていく児童会活動や特別活動の充実を努め、そこで見られるよさや学びを位置づけ、価値付け、方向付けていく。
- ・本校の教育目標の具現に向け、一人一人が夢や願いをもち、共に支え合いながら伸びていくことができるように、コミュニティ・スクールなどをはじめ、学校・保護者・地域が連携して子どもを育むように努める。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・児童理解、保護者理解、そして、職員の共通理解を十分に図り、一つ一つの課題や事案に対して、迅速かつ丁寧に、組織を機能させ全職員で対応する。
- ・職員一人ひとりの危機管理能力の向上を図り、約束やルールなど、その指導内容や方法について、全職員が共通理解、共通行動し、組織的対応をする。
- ・校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」・「城西小いじめゼロ宣言」など）を充実させ、いじめ未然防止への児童の意識を高める。
- ・あいさつタッチ、ふわふわ言葉やかがやき見つけ、プラスワン活動など、仲間とのかがりの中で、互いに認め讃え合う場の設定を通して、望ましい人間関係を築く。
- ・児童理解に基づいたうえで、願いに寄り添った声かけに努め、心に届く認め励ましをするとともに、児童一人ひとりのよさを位置付け、価値付け、方向付ける。
- ・日常生活ノートや相談ポストの活用、教育相談週間やアンケートの実施など、児童の声に耳を傾ける体制づくりの強化に努める。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ・ふわふわ言葉を大切にされた指導を年間通じて行うとともに、児童会が企画する「ひびきあい活動」を通して、全校並びに保護者や地域の方にもいじめ防止を啓発する。
- ・心に響く豊かな体験活動を通して、生命の素晴らしさや他者を思いやる心などを育むことができるようにする。
- ・よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について深める道徳の学習を行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・人権教育の観点「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高めるため、合理的な見方・考え方や自他を大切にしたい意欲、正しく行動する態度を価値付け、互いのよさを認め合い、共に高まり合うことのできる児童を育てていく。

(4) 全ての教育活動を通じた指導

- ・本校の教育目標「輝き 共に伸びる」を全教育活動を通して意識しながら取り組み、振り返るようにする。
- ・合言葉「かがやきパワー」の“か”顔見てあいさつ気持ちをこめて”“が”学習意欲と学び合い”“や”役わり果たしプラスワン”“き”聞いてうれしいふわふわ言葉”の4つの重点を年間の月目標に計画的に位置付け、全校一丸となって取り組む。この際、児童の発達段階に応じた具体的な目当てを各学級で設定して取り組む。
- ・教科の学習だけではなく、身の回りの生活にも問題意識をもち、主体的・協働的によりよく解決していくことのできる児童を育てる指導をしていく。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童を取り巻く社会環境の変化に対応して、情報モラル教育を計画的に行い、スマートフォンや通信型ゲーム機などによる書き込み（悪口やうわさ話など）や画像（無断で写したものなど）で、相手の心を傷つけたり苦しませたりすることのないようにする。
- ・教職員は、危機意識と十分な知識をもてるように計画的に研修を行う。
- ・保護者に対しても情報モラル教育に関する啓発を行い、家庭で児童が通信機器を使用する場合のルールを設けたり、ルールが守られているかを常に見届けたりできるようにする。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・自分自身が困ったときや、仲間が困っているときに、身近な大人に相談したり、伝えたりできるように、SOSの出し方に関する指導をする。
- ・学校だけでなく、「エールぎふ」や「人権啓発センター」などの外部機関に相談できることも周知する。
- ・いじめアンケートを実施する際には、情報提供アンケートも行い、仲間の様子について伝えやすい環境をつくる。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・アンケート（記名式・無記名式）を定期的に行い、アンケート結果は複数の職員で確認して、見落としや、先入観をもって見ることを防ぐ。
- ・いじめアンケートと情報提供アンケートは、児童が回答しやすい環境をつくるために、自宅で記入する機会を設ける。配信メールで保護者にも周知し協力を得られるようにする。
- ・アンケートを通して、子どもの心理状況や変化、情報を収集する。つかんだ情報は教職員で共有し、迅速かつ適切な聞き取りを行い、いじめの早期発見に努める。
- ・教職員はアンケートだけに頼らず、子どもの日常の言動や記録に留意し、些細なことの中にもいじめやその兆候があるという意識のもと、早期発見に努める。
- ・校内に相談ポストを設置し、いつでも情報を得ることができるようにする。

- ・学校は、保護者や地域住民と連携し、教職員の知らない場で見聞きした言動や日記などの記録から、いじめと疑われる情報を迅速に受け入れ、早期対応につなぐ。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による校内巡視を行い、いじめの未然防止といじめに関わる情報収集を図る。
- ・教職員は、いじめやいじめと疑われる情報を得たら、管理職に速やかに報告し、校長の指導のもと組織的に対応する。【別紙フロー図参照】

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、アンケートをもとに、個別に相談する時間（教育相談「お話タイム」）を年間を通して実施する。
- ・教職員は日頃から児童理解や児童との信頼関係を築くように努め、教育相談日以外のときでも、不安や悩みを抱える児童や保護者に働きかけたり、相談があればいつでも受容的・共感的な態度で話を聞いたりする。
- ・学校は、スクールカウンセラー等の専門家による教育相談について情報提供する。

(5) 教職員の研修の充実

- ・いじめに対する適切な指導を進めるために、学校いじめ基本方針の理解・情報共有・学校組織で判断、組織的対応が徹底できるよう、事例研修やより実践的な研修を計画的に実施する。
- ・日頃より、保護者と良好な関係を築き、協力体制を整える。

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者や地域住民に積極的な情報提供依頼をするとともに、事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供を行い、いじめ解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりに努める。
- ・いじめを見つけたときは、学校のすべての教職員で情報を共有し、指導する内容を共通理解し、すぐに解決に向けて動く。また、保護者や関係者と協力して解決していく。

(7) 関係諸機関との連携

- ・教育委員会に直ちに報告することはもとより、子ども相談センターなどの関係機関（警察、子ども相談センター、エール岐阜、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）と協力して、情報共有や指導の方向、それぞれの立場で行うこと等を確認し連携して解決していく。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童及びその保護者の支援並びに加害児童の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー等

学校職員だけの「推進会議」は随時、必要に応じて職員以外のメンバーも参加してもらう。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜市立城西小学校いじめ防止」プログラム

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の実施（前年度の実態等の引継、今年度の方針の伝達） 入学式での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 教師による「かがやき見つけ」（児童への視点の提示） ホームページ等による「方針」等の発信 「心と体の健康調査」（記名式）の実施 「個人懇談会」を生かした家庭との連携 ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用（継続実施） 	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会、PTA総会等で「方針」の説明 教育相談（第1回「お話タイム」）の実施 生徒指導事例研修会 児童会による「かがやき見つけ」（継続実施） 「いじめについて考える集会」に向けた取組 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） <p>*校内関係者のみによる校内会議は、4月当初から随時実施</p>	「方針」の説明
6	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日） 児童向けネットいじめ研修 いじめ問題を扱った道徳の授業の取組 「いじめアンケート」「情報提供アンケート」の実施 <p>*アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等の見届け</p> <ul style="list-style-type: none"> 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 教育相談（第2回「お話タイム」）の実施 「いじめについて考える集会」（第1回「ひびきあい活動」の集会） 「いじめ防止強化週間」 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える日」7月3日 「個人懇談会」を生かした家庭との連携 職員研修（第1回県いじめ調査の校内調査報告） 前期の取組に対する学校評価アンケートの実施 	第1回県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会サミット 職員会議（学校評価アンケート結果と今後の見直し） いじめに関する職員研修会の実施 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりによる取組の見直し等の公表 ホームページ等による取組経過等の報告 	見直しの公表（前期）
10	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で取組経過等を報告 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめアンケート」「情報提供アンケート」の実施 教育相談（第3回「お話タイム」）の実施 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 <p>*アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止月間」の取組（キャンペーン） いじめ問題について考える集会や学級活動・道徳の授業 	

12	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える集会」（第2回「ひびきあい活動」の集会） ・後期の取組に対する学校評価アンケートの実施 ・職員会議（第2回県いじめ調査の校内調査報告） 	第2回県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（学校評価アンケート結果と今後の見直し） ・学校だよりによる取組の見直しの公表 ・教職員による次年度の取組計画 	見直しの公表（後期）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート」「情報提供アンケート」の実施 *アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・教育相談（第4回「お話タイム」）の実施 ・学校運営協議会（本年度の取組についての意見交流） ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・「個人懇談会」を生かした家庭との連携 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（第3回県いじめ調査の校内調査報告） ・職員会議（本年度の成果と課題、次年度の取組） 	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

いじめの疑いのある情報

教師の目撃 本人からの訴え 保護者や地域の方からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート 教育相談・個人懇談 相談ポスト など

- さ 最悪を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織的に対応する

